

令和2年度第4回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

会次第

- ◇ 日時 令和3年2月17日（水）10時開催
- ◇ 形式 Web会議システムによるリモート開催

会次第

1. 有償等オンライン資料制度収集に関する小委員会報告書の取りまとめ
について
2. その他

令和2年度第4回

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会

配付資料

ページ

(資料1) 納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会 所属委員・専門委員名簿 -----	1
(資料2) 有償等オンライン資料制度収集に関する小委員会報告書（草案） -----	2-25
(参考資料1) 有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について -----	26-29
(参考資料2) オンライン資料収集に係る法規対照表 -----	30

納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会
所属委員・専門委員名簿

小委員長	福井 健策	弁護士
委員	植村 八潮	専修大学文学部教授
	遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	永江 朗	公益社団法人日本文藝家協会 電子書籍出版検討委員会委員
	根本 彰	東京大学名誉教授
専門委員	佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会 専務理事兼事務局長

オンライン資料の補償に関する小委員会 報告書（草案）

目次

1	はじめに	1
1.1	本報告書の目的及び構成	1
1.2	用語	2
2	本報告書に至る経緯	2
2.1	納本制度と電子出版物	3
2.2	オンライン資料収集に係る調査審議経過	4
2.3	平成 24 年中間答申の概要	4
2.4	有償等オンライン資料収集に係る調査審議の経過	5
3	有償等オンライン資料の制度収集	6
3.1	収集の対象及び方法	6
3.1.1	コード及びフォーマット	6
3.1.2	DRM	6
3.1.3	バージョン違い及び優先的収集対象バージョン	7
3.1.4	収集方法	7
3.2	収集除外の対象及び要件	7
3.2.1	同一版面	7
3.2.2	リポジトリ	8
3.3	利用の態様	9
3.3.1	閲覧	9
3.3.2	複製	9
3.3.3	民間ビジネスへの配慮と社会的ニーズへの対応	9
3.4	その他	9
3.4.1	出版情報の可視化	9
3.4.2	アクセシビリティへの配慮	9
4	有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たっての補償	10
4.1	ファイル本体	10
4.2	提供に係る手続費用	10
4.3	政策的補償その他のインセンティブ	11
5	おわりに	11
	補論	13
(1)	優先的に収集すべき資料の選定基準	13
(2)	収集除外とすることができるリポジトリの認定基準	14
(3)	覚書の標準記載事項	16
	諮問書	18
	納本制度審議会委員・専門委員名簿	19
	調査審議の経過	20

1 はじめに

近年の目覚ましい情報通信技術の発展は、私たちの生活様式に様々な変化をもたらした。出版分野においても、これまで有形の出版物として流通していた図書や雑誌が、インターネットを通じて無形の電子出版物として流通するようになり、読書の在り方も多様化した。一方において、2010年代には乱立した電子書店の廃業が相次ぎ、それに伴い電子出版物の閲覧が出来なくなるなど¹、拡大するデジタル文化圏は「オンライン資料の散逸・消滅」という新たな課題にも直面している。そして、図書館—伝統的に書籍や雑誌等の印刷物を収集・蓄積し、利用に供するとともに、未来に向けて保存・蓄積をする機関—²に求められる役割も変化してきている。

国立国会図書館においては、インターネット等で出版（公開）される電子出版物のうち、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍・電子雑誌等）をオンライン資料と定義し、それをいかにして収集・保存し、利用に供すべきかという極めて重要な課題と向き合い、検討を行ってきた。納本制度審議会においても、国立国会図書館長からの諮問に応じ、長きにわたり関連する調査審議を行ってきたところである。その成果である本報告書が、国立国会図書館によるオンライン資料収集の実施や広く社会全体の連携協力に向けた道しるべとなり、もって国民共有の文化財の蓄積と未来への継承に寄与することを期待する。

1.1 本報告書の目的及び構成

本報告書は、平成23年9月20日の第21回納本制度審議会において、国立国会図書館長から諮問がなされた「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」に対する調査審議の結果を取りまとめたものである。

本報告書の1において、記述の前提となる事項を示す。2において、これまでの関連諮問及び答申の概要を示し、納本制度とオンライン資料収集制度の関係についても紹介する。3において、オンライン資料、取り分け有償又はDRMが付されたオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）の制度収集の在り方について、収集、収集除外、利用の観点で論じた上で、4において、必要となる補償の内容について示す。5において、国立国会図書館に求められる役割について述べる。

また、オンライン資料収集の実効性担保に資するため、補論として、優先的に収集すべき資料の選定基準、収集除外とすることができるとリポジトリの認定基準及び覚書標準記載事項を示す。

¹ 沢辺均『電子書籍の制作と販売』（ポット出版、2018年）p.53 ほかによれば、2012年以降にサービス終了が発表された主な国内電子書店は22に及び、うち16例においては特段他サービスとの統合などの事業継承は行われず、一部の電子出版物は市場から姿を消し、あるいは購入済み出版物の閲覧に支障を来した可能性がある。海外でも2019年7月、Microsoft社のオンラインストア「Microsoft Store」が電子書籍の取扱いを終了し、購入済の電子書籍も閲覧不能となったのは記憶に新しい。<<https://support.microsoft.com/en-us/account-billing/books-in-microsoft-store-faq-ff0b7b84-7052-4088-9262-d7e4ee22419c>> また、2009年7月、Amazon社がKindleのユーザ本棚から無断で特定作品を削除し、閲覧不能となった事例も報道されている。<<https://current.ndl.go.jp/node/14332>>

² 納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（平成22年6月7日）（以下「平成22年答申」という。）<https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_5.pdf> p.1

1.2 用語

本報告書で使用する用語・概念は、原則として、関連する過去の答申において使用しているものと同一である。特に基本的な用語・概念は、次のとおりである。

- ① 電子出版物
電磁的媒体を用いて公表される文字、音、映像又はプログラム。
- ② パッケージ系電子出版物
電子出版物のうち、有形の記録媒体を用いて公表される出版物。
- ③ ネットワーク系電子出版物
電子出版物のうち、通信等により公表される出版物。「通信等」には、最も広義では放送が含まれることから、ネットワーク系電子出版物には、放送番組を含むことになる。
- ④ インターネット資料
ネットワーク系電子出版物のうち、インターネットにより利用可能となっている情報。
- ⑤ オンライン資料
ネットワーク系電子出版物のうち、インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報（電子書籍・電子雑誌等）。
- ⑥ 制度収集
法律上の義務に基づく収集の仕組みをいう。
- ⑦ DRM
一般に DRM（Digital Rights Management、デジタル著作権管理）とは、デジタルコンテンツの著作権を保護する目的で、利用や複製を制御・制限する技術の総称である。この報告書では、最終製品であるオンライン資料に対して、(i) 長期にわたる保存、(ii) 保存のための複製、(iii) 複数の端末での閲覧のうち、少なくとも一つが不可能であるような制御・制限を行う措置を指して DRM(技術的制限手段)という。なお、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成 24 年 3 月 6 日）³（以下「平成 24 年中間答申」という。）においては、フットプリント等のいわゆる「ソーシャル DRM」も含めて「DRM 等」とし、上記 (i)、(ii)、(iii) のいずれも可能である場合は「DRM 等」に含めないものとして取扱うことができると考えられるとしていた⁴。本報告書において、特に平成 24 年中間答申の内容を紹介する際は「DRM 等」とする。

2 本報告書に至る経緯

上記 1.1 で述べたとおり、本報告書は、平成 23 年 9 月 20 日の諮問「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を受け、調査審議を行った結果である。諮問が行われることになった背景を含め、本報告書に至る経緯

³ <https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_tyukantoushin.pdf>

⁴ 平成 24 年中間答申 p.2

を以下に述べる。

2.1 納本制度と電子出版物

納本制度とは、図書等の出版物をその国の責任ある公的機関に納入することを発行者等に義務付ける制度のことである。我が国においては、昭和23年の創設以来、国立国会図書館がこの制度を運用し、日本国内で発行された出版物を網羅的に収集し、国政審議に資するとともに、国民共有の文化財として蓄積し利用に供するという役割を担ってきた。

しかし、納本制度が創設された当時には存在しなかった電子出版物の普及に伴い、「はじめに」で描写した状況など、従来の納本制度の枠組みでは、国の中央図書館として求められる役割を十分に果たすことができない状況が徐々に顕在化していった。このため、国立国会図書館では、情報技術の進化や出版流通状況の変化に対応した納本制度の在り方を模索してきた。

その端緒は、平成9年3月3日に、納本制度調査会（納本制度審議会の前身）に対して行われた21世紀を展望した納本制度の在り方、特に、電子出版物の納入に関する制度及び運用の在り方についての諮問である。この諮問を受けて、納本制度調査会や、その下部組織として設置された電子出版物部会及び法制部会において調査審議が行われ、平成11年2月22日に、答申「21世紀を展望した我が国の納本制度の在り方—電子出版物を中心に—」⁵（以下「平成11年答申」という。）が示された。この答申では、パッケージ系電子出版物を納本制度に組み入れて収集することが適当⁶とする一方で、ネットワーク系電子出版物については、現時点で納本制度に組み入れず、契約等による選択的収集に努めるべきであるとされた⁷。

平成14年3月1日には、再度、ネットワーク系電子出版物の納本制度への組み入れについての諮問がなされ、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたネットワーク系電子出版物小委員会及びネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会による調査審議の結果、平成16年12月9日に、答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」⁸（以下「平成16年答申」という。）が示された。この答申においても、ネットワーク系電子出版物は納本制度に組み入れることは困難とされ⁹、新しい制度の在り方が示された¹⁰。

このように、平成11年答申、平成16年答申の双方において、ネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れないことが適当とされたのは、その収集に当たり、納本制度の根幹的要素を備え難いことが主な理由である。納本制度の根幹的要素とは、すなわち、到達義務（対象資料を館に到達させるところまで義務を負わせること。）、網羅性、発行者義務（対象資料の発行者のみに納入とその利用を受忍する義務を課すこと。）である¹¹。特に、網羅性の追求は困難であるという指摘は極めて現実的であり、その後、納本制度と一線を画す形で構築

⁵ <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1001007>>

⁶ 平成11年答申 p.26

⁷ 平成11年答申 p.43

⁸ <<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999243>>

⁹ 平成16年答申 p.7

¹⁰ 平成16年答申 pp.8-36

¹¹ 平成11年答申 pp.9-15、平成16年答申 pp.5-7

されたインターネット資料及びオンライン資料を収集する制度の性格を特徴付けることになったと言える。

なお、平成 11 年答申を受けて、国立国会図書館は、平成 12 年 10 月 1 日からパッケージ系電子出版物の納本制度に基づく収集を開始し、平成 14 年 4 月には国内発信のインターネット情報を対象として個別に許諾を得て収集・保存・提供を行う国立国会図書館インターネット情報選択的蓄積事業（WARP）を開始した。また、平成 16 年答申を受けて、平成 22 年 4 月から、公的機関のインターネット資料（オンライン資料を含むウェブサイト全体）の全てを対象として制度に基づく収集・保存・提供を行う国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）¹²を行っている¹³。

2.2 オンライン資料収集に係る調査審議経過

公的機関が公開主体である情報については、上記のとおり、インターネット資料としてウェブサイトごと収集する制度が構築された。一方、民間が公開主体である情報については、平成 21 年 10 月 13 日の第 17 回納本制度審議会において、私人がインターネット等により利用可能とした情報のうち、図書、逐次刊行物等に相当するオンライン資料を収集するための制度の在り方についての諮問がなされた。

これに対し、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたオンライン資料の収集に関する小委員会による調査審議が行われ、平成 22 年答申が示された。この答申では、民間発行のオンライン資料を包括的に収集する制度を設けることが適当とし¹⁴、あわせて、収集対象資料、収集方法、収集に当たっての補償や円滑な運用のための制度の在り方について考察を行った¹⁵。

続いて、平成 23 年 9 月 20 日の第 21 回納本制度審議会において、「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問がなされた。この諮問は、国立国会図書館が平成 22 年答申に基づいて行うオンライン資料の制度収集に関して、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきかについて、調査審議を求めるものであった。

これに対し、納本制度審議会や、その下部組織として設置されたオンライン資料の補償に関する小委員会（以下「オンライン小委員会」という。）による調査審議が行われ、平成 24 年中間答申が示された。

2.3 平成 24 年中間答申の概要

平成 24 年中間答申においては、オンライン資料を、有償であるか無償であるか、DRM 等が付されているか否かの 2 つの軸によって、次の A から D の 4 種類の資料群に区分した上

¹² < <https://warp.da.ndl.go.jp/> >

¹³ 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（以下「館法」という。）第 25 条の 3 第 2 項及び国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程（平成 21 年国立国会図書館規程第 5 号）第 1 条の規定に基づき、一部収集除外あり。

¹⁴ 平成 22 年答申 pp.12-13

¹⁵ 平成 22 年答申 pp.14-30

で、制度収集に伴う補償について考察した。

	無償	有償
DRM 等なし	A	B
DRM 等あり	D	C

このうち、無償かつ DRM 等が付されていない A 群のオンライン資料については、国立国会図書館へ提供するためのデータ複製費用は軽微であり、利用による経済的損失も発生しない（そもそも無償のものである。）ため、出版物本体に対する補償は不要であるとし、提供に係る手続費用のうち、必要最小限の項目に限ったメタデータの付与や送信作業に要する費用は軽微であるため無償、記録媒体（DVD 等）に格納し郵送する場合は、記録媒体と郵送に要する最小限度の実費を補償するのが妥当であるとした¹⁶。

また、B・C・D 群に相当する有償等オンライン資料については、A 群同様に複製費用は軽微であり、無償の D 群に限らず有償の B・C 群についても館内閲覧とプリントアウトの提供という利用形態であれば利用による経済的損失は軽微であり出版物本体に対する補償は不要であるとしつつ、有償の B・C 群については政策的補償その他のインセンティブの付与を行う余地があるとした¹⁷。提供に係る手続費用については、B 群は A 群と同様だが、C 群は大量提供に伴う作業負荷、C・D 群は DRM 等の解除に伴う作業負荷についても、さらに調査審議を行う必要があるとした¹⁸。

平成 24 年中間答申を受けて、国立国会図書館では、平成 25 年 7 月から、オンライン資料収集制度（e デポ）を開始した。これは、民間発行の無償かつ DRM が付されていないオンライン資料に限定して収集するものであり、有償等オンライン資料については、当分の間、国立国会図書館への提供を免除するものとされている¹⁹。

2.4 有償等オンライン資料収集に係る調査審議の経過

平成 24 年中間答申において結論が得られなかった有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たって補償すべき費用の内容については、引き続き、納本制度審議会及びオンライン小委員会において調査審議を行った。その一環として、外部有識者を招いたヒアリングも複数回実施した。調査審議の経過については、納本制度審議会の委員及び専門委員の名簿とともに、本報告書の末尾に記載した。

なお、有償等オンライン資料の収集に伴う補償の在り方や技術面の課題について検討するため、平成 27 年 12 月から令和 2 年 1 月にかけて、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業（以下「実証実験」という。）が実施された。実証実験の結果からは電子書籍を取り巻く環境について多くの知見が得られた。取り分け、市場において DRM が付された状態で流通

¹⁶ 平成 24 年中間答申 pp.9-11

¹⁷ 平成 24 年中間答申 pp.11-13

¹⁸ 平成 24 年中間答申 pp.12-13

¹⁹ 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 32 号）附則第 2 条、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）（以下「規程」という。）第 5 条

しているものを DRM がない状態で収集する枠組み、文化財の蓄積及びその利用に資するという目的に対して民間との役割分担の観点も取り入れた収集対象の明確化、無制限な利活用（主に公共図書館等向け配信）に対する出版業界の懸念を払拭するための実効性のある利用提供に関するルール作り、補償やインセンティブを考える際の前提となる全体的に合理的で作業負荷の低い収集フローについては、さらなる検討の必要性を示す形で総括された。

3 有償等オンライン資料の制度収集

上記 2.3 で述べたとおり、民間発行のオンライン資料を収集する仕組み自体は既に構築されており、平成 25 年 7 月から、無償かつ DRM の付されていないオンライン資料を対象とする制度収集が行われている。これにより、令和 2 年 3 月末時点で、約 74,000 点のオンライン資料が収集され、インターネット資料として収集した公的機関のウェブサイトからオンライン資料に相当するものを取り出したもの等を加えれば、国立国会図書館デジタルコレクション²⁰を通じて提供されている電子書籍・電子雑誌は、令和 2 年 3 月末時点で約 1,250,000 点である。この現行制度や、先行答申、実証実験の結果も踏まえて、残る有償等オンライン資料の収集の在り方について考察すると、以下のとおりである。

3.1 収集の対象及び方法

収集対象及び収集方法については、おおむね無償かつ DRM が付されていないオンライン資料の場合と同様で差し支えないものと考えられる。具体的には、以下のとおりである。

3.1.1 コード及びフォーマット

現行制度においては、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている²¹。これは、収集すべき「図書又は逐次刊行物に相当するもの」を外形によって規定したものである。有償等オンライン資料について、特別な外形要件を規定する必要性は認められないが、一般論として、出版流通状況の変化等に応じて、「図書又は逐次刊行物に相当するもの」を規定するコード及びフォーマットを見直す必要はある。

また、流通しているフォーマットのまま収集することを原則とするが、長期的な保存・利用の観点から、特定のフォーマットに変換したものを収集することも考えられる²²。

3.1.2 DRM

DRM が付されたままのファイルを国立国会図書館が取り扱うことは、収集、保存、利用のいずれの観点でも困難であり、それは、実証実験の結果としても指摘されているところである。現行制度においては、DRM が付されていないオンライン資料のみを収集対象としているが、市場において DRM が付された状態で流通しているオンライン資料についても、DRM が付されていない状態のファイルを収集対象とすべきである。

出版者が元データを制作し、電子取次事業者又は電子書店が DRM を付した上で、電子書店が DRM 付きで配信するのが有償等オンライン資料の一般的な制作・流通フローとされて

²⁰ <<https://dl.ndl.go.jp/>>

²¹ 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）（以下「告示」という。）第 2 項及び第 3 項

²² 平成 22 年答申 pp.23-24

いるところ、原則として、国立国会図書館への提供義務を負うのは出版者であることから、出版者に対して DRM を付す前のファイルを提供するよう求めることには合理性も認められる。実務的には、提供義務を負う者の依頼に基づき、DRM が付されていないファイルを保持する電子取次事業者等が国立国会図書館への提供作業を代行することも想定されるであろう。

3.1.3 バージョン違い及び優先的収集対象バージョン

有形の出版物と同様に、オンライン資料にもバージョン違いが存在するが、その内容に増減又は変更がある場合、原則として、各バージョンを収集対象とすべきである²³。

特に、冊子体の「版違い」に相当する本質的な差異が認められる場合は、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的²⁴に鑑みても、各バージョンを収集する必要がある。一方で、オンライン資料の性質上、冊子体の「刷違い」に相当する字句訂正等の軽微な差異が認められるバージョンが多数存在する場合や、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合も多い。このような場合は、代表的なバージョンを優先的に収集する運用が考えられる²⁵。

また、オンライン資料の性質上、図書の一章や雑誌論文等、著作の一部分のみで流通している場合も多い。このような場合は、原則として流通単位で収集するものと考えられるが、著作の全体を一括したバージョンを収集できることが明らかな場合は、一部分のみのバージョンを収集対象から除外することも考えられる²⁶。

なお、上記のような優先的に収集すべき資料の選定基準については、本報告書の補論に示した。

3.1.4 収集方法

現行制度においては、収集プログラムを用いた「自動収集」、ウェブフォームからアップロードする「送信」、記録媒体に格納して郵送する「送付」の3つの収集方法が用意されている²⁷。有償等オンライン資料についても、この3方法を活用しつつ、大量提供の場合にはファイル転送システムを利用して提供できるようにする等、個別の事例に応じて提供者の作業負担を軽減するための配慮が求められる。

3.2 収集除外の対象及び要件

現行制度においては、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的の達成に支障がない場合に、収集対象から除外することが認められている²⁸。特に有償等オンライン資料の場合に注意すべき収集除外要件は、以下のとおりである。

3.2.1 同一版面

現行制度においては、「前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるも

²³ 館法第25条の4第2項第2号。納本制度においても同様に規定されている。(館法24条第3項)

²⁴ 館法第25条の4第1項

²⁵ 平成22年答申 pp.20-21。なお、パッケージ系電子出版物については、パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第25条第1項に規定する最良版の決定の基準及び方法に関する件(平成12年国立国会図書館告示第3号)において最良版の決定基準が定められている。

²⁶ 平成22年答申 p.20

²⁷ 館法第25条の4第2項第1号、規程第2条

²⁸ 館法第25条の4第2項第3号、規程第3条

のである」旨の「申出を受け」、「館長が確認した場合」、収集対象から除かれるものとされている²⁹。これは、単に内容が同じというだけではなく、レイアウトも含めて同一である場合（固定レイアウト型）に適用される概念であろう。有償等オンライン資料の場合、使用するデバイスによってレイアウトが変化するリフロー型が多く見られるが、これは同一版面には該当しないものと考えられる。

3.2.2 リポジトリ

現行制度においては、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は、収集対象から除かれるものとされている³⁰。これは、他の機関等において、国立国会図書館が主体となる場合と遜色なく、長期間にわたり保存し利用可能であると認められるものについては、国立国会図書館が重ねて収集・保存する必要性は低いという合理性に基づく規定であるとともに、オンライン資料を含めた電子出版物については、その性質上、国立国会図書館による網羅的な収集と保存が困難であるところ、他の機関等にも収集・保存の一端を担ってもらうことにより、社会全体として、できるだけ広範な資料の保全を目指すという、言わば役割分担の考えに基づく規定でもあろう。

現状、学術研究機関が運営するリポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）に収録されているコンテンツであれば、これに該当するものとして収集対象から除かれるが、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリに収録されているコンテンツについても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性がある。ただし、安易に認めると、単なる「収集逃れ」を誘発し、オンライン資料収集の実効性が担保できない恐れもある。

このため、特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、悪意のある者による「収集逃れ」を排除できるよう、その運営目的や運営体制、一般公衆あるいは国立国会図書館に対する利用提供方法をあらかじめ確認する必要がある。また、リポジトリに収録されるコンテンツの保存方法についても、修正や削除の求めがあった場合の対応方針の妥当性を含めて、あらかじめ確認する必要がある。

あわせて、オンライン資料の散逸を防ぐため、リポジトリ自体の運営停止や、何らかの理由による特定コンテンツの配信停止が発生した場合には、国立国会図書館や他のリポジトリへのコンテンツの移管が確実に行われる必要がある。配信停止コンテンツの情報共有のためにも、国立国会図書館へのリポジトリ運営状況に関する定期報告も必要となるであろう。また、リポジトリ収録コンテンツの存在を明らかにするため、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携も行われるべきである。そしてこれらは、国立国会図書館とリポジトリ運営者による覚書等により担保される必要がある。

なお、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、機関リポジトリと同様に収集除外コンテンツを収録しているものとして認められる場合の基準及び認定に際して締結する覚書等において標準的に記載されるべき事項を、本報告書の補論に示した。

²⁹ 規程第3条第2号

³⁰ 規程第3条第3号

3.3 利用の態様

現行制度に基づき収集したオンライン資料については、国立国会図書館の施設内においてのみ閲覧可能であり、他の公共図書館等向けの送信やインターネット公開は行っていない。また、プリントアウトサービスの提供については準備中とされている。これを踏まえて有償等オンライン資料の利用について考察すると、以下のとおりである。

3.3.1 閲覧

有形の図書館資料と同等の利用形態、すなわち国立国会図書館の施設内において、複数の利用者からの同時アクセスを防いだ上で閲覧する形であれば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められない。しかし、館内利用者に限らず、他の公共図書館等からも閲覧できる形で利用可能とする場合は、電子図書館サービス等の民間の出版ビジネスを阻害する可能性が認められる。これは、実証実験の結果においても指摘されているところである。

3.3.2 複製

有形の図書館資料と同様に、著作権法で認められる範囲内のプリントアウトは、著作権者の許諾を要せずに行うことが可能である。

3.3.3 民間ビジネスへの配慮と社会的ニーズへの対応

出版業界には、市場において有償で流通するオンライン資料を国立国会図書館が収集し利用に供することで、民間ビジネスに悪影響が及ぶのではないかという根強い不安や懸念が認められる。そして、その際に問題とされるのは、実際に行われている国立国会図書館の施設内に限った閲覧や、著作権法で認められる範囲内のプリントアウトではなく、将来における利用の拡大、特に、外部送信を伴う利活用である場合が多い。このような将来に対する漠然とした不安や懸念を払拭するためには、関係する権利者の利益を保護するための利用提供に係る明確なルール作りが求められる³¹。

一方で、オンライン資料への社会的ニーズは高まる一途である。出版ビジネスへの配慮ばかりではなく、権利者の許諾が得られる場合には、収集したオンライン資料をインターネットで公開し広く利用可能とする等、一般利用者のニーズに応え、利便性を向上させる取組も求められる。

3.4 その他

有償等オンライン資料の制度収集に当たっては、以下の点についても留意する必要がある。

3.4.1 出版情報の可視化

上記 3.2.2 で述べたとおり、国立国会図書館が制度に基づき収集した資料のみならず、収集対象外となるリポジトリに収録されているオンライン資料についてもメタデータ連携を行い統合的に検索できるようにすることで、有形・無形を問わず、日本国内で発行された出版物に関する情報の総体を可視化することが望まれる。

3.4.2 アクセシビリティへの配慮

オンライン資料の収集や利用提供に際しては、視覚障害者等の読書環境の整備のため、上

³¹ この点、検討が進められている著作権法第 31 条の改正内容、及びそれに伴う出版及び図書館関係者の実務協議の行方にも十分注視する必要がある。

記 3.1.3 で述べた優先的収集対象の選定に際し、アクセシビリティに配慮する必要がある。

4 有償等オンライン資料の制度収集を行うに当たっての補償

上記 3 で述べた有償等オンライン資料の制度収集の在り方を前提とした場合、制度収集を行うに当たって必要となる補償は以下のとおりである。

4.1 ファイル本体

平成 24 年中間答申において示したとおり、国立国会図書館へ提供するための複製費用は軽微であり、補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、有形の図書館資料と同等の利用形態、すなわち国立国会図書館の施設内に限った閲覧及び著作権法で認められる範囲内のプリントアウトであれば、補償を要しない³²。

4.2 提供に係る手続費用

平成 24 年中間答申において示したとおり、必要最小限度の項目に限る場合のメタデータ付与に係る費用、国立国会図書館への送信作業に係る費用は、軽微であることから補償を要しない³³。

平成 24 年中間答申において、引き続き検討する必要があるとした事項については、以下のとおりである。

DRM が付されている状態を前提とし、その解除作業に対する補償について検討を要するとしていたが³⁴、オンライン資料の制作・流通フローを踏まえ、DRM を付す前段階のファイルの提供を前提とすれば、DRM を解除する作業自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。非ダウンロード型資料、専用端末型資料の提供に伴う特別な作業負荷に対する補償³⁵についても、元データを制作した出版者から DRM が付されていないファイルを収集することを前提とすれば、特別な作業自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。

また、有償かつ DRM が付されたオンライン資料の大量提供に伴う特別な作業負荷に対する補償³⁶は、特別なメタデータ項目の付与を求めず、上記 3.1.4 で述べた大量提供に対応する収集方法を用意することを前提とすれば、特別な作業負荷自体が発生せず、補償について検討する必要がなくなる。

一方、現行制度においては、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償の対象とされており³⁷、これについては、引き続き補償が必要である。

なお、上記 3.1.2 で述べたオンライン資料の代行提供が大規模に行われ、平成 24 年中間答申で指摘された重複調査、出版情報の把握、督促等の付加的な作業³⁸の実施も可能である

³² 平成 24 年中間答申 p.4、pp.9-13、平成 22 年答申 p.28

³³ 平成 24 年中間答申 pp.9-13。なお、オンライン資料を識別するために必要なメタデータ項目は、告示第 4 項において定められている。

³⁴ 平成 24 年中間答申 p.13

³⁵ 平成 24 年中間答申 pp.13-14

³⁶ 平成 24 年中間答申 p.13

³⁷ 告示第 1 項

³⁸ 平成 24 年中間答申 p.15

等、効率的な資料収集に資すると認められる場合は、代行提供を一括して行う仕組みを積極的に活用することもあり得る。その場合、提供に係る一連の作業に対し、必要な範囲で対価を支払うことが考えられる。

4.3 政策的補償その他のインセンティブ

単なる金銭的補償にこだわらず、政策的補償に相当するインセンティブを設けることは、有償等オンライン資料の制度収集の実効性を高めるために必要である。

このインセンティブとして、著作の真正性（改変されていないこと）や刊行日の判断に資するものとして、国立国会図書館によるオンライン資料の受入証明が考えられる³⁹。

また、オンライン資料のデータバックアップ機能として、国立国会図書館が収集し保存するデータについて、その提供者自らの求めに応じ、無償で電子的複製を提供する仕組みも有効であろう。

さらに、オンライン資料の利用促進に資するものとして、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスの検索対象とし、その検索結果から本文情報（有償販売サイトを含む。）へのナビゲートを行う仕組みも、インセンティブとして期待される。

5 おわりに

日本における「電子書籍元年」は、2010年（平成22年）である⁴⁰とも、2012年（平成24年）である⁴¹とも言われている。電子書籍を快適に利用するための閲覧デバイス、便利に入手するための電子書店サービス、そして多様なコンテンツが出揃ったことで、利用者の裾野が広がり始めた時期である。納本制度審議会としては、オンライン資料収集に関する平成22年答申、平成24年中間答申を示したタイミングでもある。

その後、平成25年7月に無償かつDRMの付されていないオンライン資料の制度収集が開始されたものの、有償等オンライン資料については、長らく、収集の在り方に係る模索が続けられてきた。電子書籍市場には新たなビジネス上の価値が内在していること、収集対象となるコンテンツに関連する技術の進化が早いこと等から、慎重な検討を要したものであり、国立国会図書館が有償等オンライン資料を収集し利用に供することに対して、様々な立場により、必ずしも賛同し後押しする声ばかりではなかったことも否定しない。

しかし、この間にも、世の中には多数のオンライン資料が生み出され、既に失われてしまったものも決して少なくないだろう。人々の生きた証と言える知的活動の成果が、どこにも残らずに失われてしまうことは、現代の私たちのみならず、後世の人々にとっても大きな損失であることを認識しなければならない。

国立国会図書館に求められる役割は、日本国民の知的活動の記録として、国内で発行された出版物を広く収集し、未来に継承していくことである。国立国会図書館が収集した出版物は、官民を問わない様々な流通や展開と有機的に補完しあって、知識の泉として人々に享受され、それにより新たな価値が創造される。そこで生み出された出版物が国立国会図書館に

³⁹ 平成22年答申 p.21

⁴⁰ 『電子書籍ビジネス調査報告書2020』インプレス総合研究所, 2019.8, p.52

⁴¹ 「電子書籍(1)スマホ・タブレット・専用機器、端末4000万台、普及の土台-アマゾン・楽天、火付け役に」『日経産業新聞』2013.11.25

収集され、それがまた誰かの何かの糧となり、社会に還元される。この循環こそが文化の発展であり、そして真の意味での文化の連環は、創作者、出版者、読者、図書館その他の多くの欠くべからざる関係者の不断の努力と協力によってのみ、達成される。その環の中に、オンライン資料が一刻も早く組み込まれ、我が国の知識基盤の一部となることを望み、本報告書の結びとする。

補論

(1) 優先的に収集すべき資料の選定基準

館法第 25 条第 1 項に規定する納本制度における「最良版」とは、同一内容のものが同一の発行者から同時期に複数の版で発行される出版物がある場合において、「文化財の蓄積及びその利用に資する」という納本の目的に最も適するものと定義される。

館法第 25 条の 4 に規定するオンライン資料の収集においては、「最良版」に関する定めはないが、本報告書 3.1.3 で述べたとおり、オンライン資料の性質に鑑み、優先的に収集すべき資料を選定して収集する運用が考えられる。

優先的に収集すべき資料の選定基準として、現状においては、以下が想定される。

- 長期保存に適したもの（保存のための複製が容易なもの、テキスト抽出が容易なもの）
- 利用に際し汎用性が高いもの（特別な閲覧環境が不要なもの、視覚障害者等のアクセシビリティに配慮したもの）
- 規格が普及しているもの
- 内容が完全なもの

上記の基準の適用例を示すと、現状においては、次のとおりである。

- PDF>EPUB>その他のフォーマット
- テキスト有り PDF>テキスト無し PDF
- リフロー型 EPUB>固定型 EPUB
- 全体版>分割版
- 高精細版>低解像度版

オンライン資料については、技術の進化や流通形態の変化が早いため、優先的に収集すべき資料の選定基準やその適用の仕方も変化し得る。「文化財の蓄積及びその利用に資する」というオンライン資料の収集目的を損なうことがないよう十分に留意の上、状況の変化に対応し、効果的な収集に努められたい。

(2) 収集除外とすることができるリポジトリの認定基準

本報告書 3.2.2 で述べた、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当するため収集除外となるコンテンツを収録していると認められる場合の基準は、以下のとおりである。

A. 長期継続性

1. 運営目的

(a) 指標

- 文化財の蓄積及びその利用に資することを目的の一つとしている。
- コンテンツ提供者に対し継続保存義務を負っている。
- 利用者に対し継続提供義務を負っている。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- コンテンツ提供者との契約内容
- 利用に係る規約

2. 運営主体

(a) 指標

- 非営利法人（一般社団法人、一般財団法人、公益法人、NPO 法人、社会福祉法人、学校法人等）が運営している。
- 複数法人の委託を受けた営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等）が運営している。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- 事業報告書

3. 運営体制

(a) 指標

- 円滑な運営に十分な体制を構築している。
- 安定的運営に十分な財務基盤を有している。
- 収集機関としての国立国会図書館の役割と、その代替として期待されるリポジトリの役割を十分に理解し、国立国会図書館への定期報告等を誠実に行うことが見込まれる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 事業報告書
- 財務諸表
- 国立国会図書館との覚書

4. 運営能力

(a) 指標

- 5年以上の安定的な運営実績がある。
- 5年以上の安定的な運営実績があるものとみなすことができる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 事業報告書

B. 利用の担保

1. 一般向け

(a) 指標

- 広く一般に利用可能である（有償契約や会員登録が必要な場合を含む。）。
- 国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携により、収録コンテンツの存在を可視化できる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 利用に係る規約
- 国立国会図書館との覚書

2. 国立国会図書館向け

(a) 指標

- 国立国会図書館の求めに応じて、利用権契約を締結することができる。

(b) 確認対象又は担保方法

- 利用に係る規約
- 国立国会図書館との覚書

C. コンテンツの保全

1. 保存方針

(a) 指標

- 原則として全てのコンテンツについて、少なくとも版違いが保存される。
- 例外的にコンテンツの削除や修正に応じる場合（プライバシー侵害、著作権侵害が判明した場合等）について、対応基準や方針が妥当な内容で定められている。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- コンテンツ提供者との契約内容

2. 移管方針

(a) 指標

- 運営停止や何らかの理由による配信停止に際して、国立国会図書館又は他のリポジトリにコンテンツを移管することが定められている。

(b) 確認対象又は担保方法

- 運営に係る定款、約款
- コンテンツ提供者との契約内容
- 国立国会図書館との覚書

(3) 覚書の標準記載事項

本報告書 3.2.2 で述べた、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについて、「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」に該当するため収集除外となるコンテンツを収録していると認めるに際し、リポジトリ運営事業者との間で締結する覚書等に標準的に記載されるべき事項は、以下のとおりである。

A. 国立国会図書館の義務

- 収集対象からの除外

対象リポジトリに収録されているコンテンツは、長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるため、収集の対象から除外する。

B. リポジトリ運営者の義務

- 文化財の蓄積及びその利用の保障

収録コンテンツについて、一般公衆が求めた場合に利用可能（有償・無償問わず、かつ差別的な利用条件を課することなく）である状態を保つ。

収録コンテンツの存在を明らかにするため、国立国会図書館が運用する各種資料の統合的検索サービスとのメタデータ連携を、両者合意した態様により行う。

- 国立国会図書館における利用の保障

収録コンテンツについて、国立国会図書館が求めた場合に、利用権契約（有償・無償問わず）等に基づき、国立国会図書館において利用可能とする。

- 運営状況の報告

リポジトリの運営状況について、定期的に（少なくとも年1回）、かつ求めがあった場合には随時、国立国会図書館に報告する。

- 提出資料の変更に係る通知

リポジトリ認定の申出に当たって提出した資料の内容に変更があった場合は、速やかに国立国会図書館に通知する。

- 利用停止時のオンライン資料提供

オンライン資料たる要件を満たす収録コンテンツについて、何らかの理由によりリポジトリにおける利用を停止する場合には、館法ほかの適用法令に基づき、速やかに当該コンテンツを国立国会図書館に提供する。

- 運営終了時のオンライン資料提供等

リポジトリの運営を終了する場合には、オンライン資料たる要件を満たす全ての収録コンテンツを、館法ほかの適用法令に基づき、速やかに国立国会図書館又は他の収

集除外要件を満たすリポジトリに提供する。

- 国立国会図書館への提供に必要な権利関係の処理
収録コンテンツの利用停止、あるいはリポジトリの運営終了に際し、国立国会図書館等へ収録コンテンツを提供できるよう、必要な権利をあらかじめ取得する。

C. 一般事項

- 覚書の効力
- 覚書の変更
- その他

諮問書

国図収 1109072 号
平成 23 年 9 月 20 日

納本制度審議会会長
中山 信 弘 殿

国立国会図書館長
長 尾 真

諮 問 書

納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

（諮問）

平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について

（説明）

上記答申においては、オンライン資料の収集及び利用に当たっての経済的補償について、(1) オンライン資料にはそもそも「印刷・製本」の工程、「作成部数」の概念が存在せず、また、「小売価格」に相当する額であるが、インターネット等において公衆に提示されている「価格」は当該資料の利用料としての「価格」であることを考慮すると、代償金の考え方を準用することは困難であること、(2) オンライン資料の納入のための複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用も補償を要するほどの額にはならず、この点でも代償金の考え方を準用するのは困難であること、(3) 利用形態が閲覧、複写及びレファレンスである限りにおいては、有体物の図書館資料の利用の場合と同様に、補償を要しないと考えられること、(4) オンライン資料の収集方法として送信による収集が行われる場合については、フォーマット変換、デジタル著作権管理（DRM）解除、メタデータの作成作業や送信のための手続に要する費用がオンライン資料の「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考えることもできることなどが記述されている。

この答申に基づいて国立国会図書館がオンライン資料の制度的収集を行うに際しては、費用補償の対象、補償額の具体的な水準及びその適正な算定方法について、特に中立・公正な観点から決定することが必要であると考えられる。

そこで、当該制度的収集について、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきか、について調査審議をお願いしたい。

納本制度審議会委員・専門委員名簿

(五十音順)

(令和2年7月29日現在)

会 長		さいとう まこと 齋藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	◇ ●	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
委 員	○	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	◇	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
		えぐさ さだはる 江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	○	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	◆ ○	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	◇	おのでら まさる 小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	◇	しげむら ひろふみ 重村 博文	一般社団法人日本レコード協会会長
	○	しばの きょうこ 柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	○	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員
	◇ ○	ねもと あきら 根本 彰	東京大学名誉教授
専門委員	◇	ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	◇	ほりうち まるえ 堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	◇	やまぐち としかず 山口 寿一	一般社団法人日本新聞協会会長
	○	さ さ き りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	○	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会専務理事兼事務局長

(委員 15 名、専門委員 2 名)

(注) ◆：代償金部会長

◇：代償金部会所属委員

●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長

○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

調査審議の経過

1. 納本制度審議会

(1) 第7期（平成23年6月1日～平成25年5月31日）

- 第21回（平成23年9月20日）

納本制度審議会規程（平成9年国立国会図書館規程第1号）第2条第1項の規定に基づき、国立国会図書館長から「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問。これに対する調査審議のため、納本制度審議会議事運営規則（平成11年6月7日制定。以下「議事運営規則」という。）第10条の規定に基づき、第7期納本制度審議会において、オンライン小委員会を設置。

- 第22回（平成24年3月6日）

オンライン小委員会における調査審議の経過及び中間報告書の内容について了承。当該報告に基づき、納本制度審議会中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を決定。結論に至らなかった事項について、納本制度審議会及びオンライン小委員会で引き続き検討することを確認。

- 第23回（平成25年3月28日）

平成24年中間答申を踏まえたオンライン資料収集制度化の進捗状況について、納本制度審議会事務局から報告。

(2) 第8期（平成25年7月1日～平成27年6月30日）

- 第24回（平成25年7月23日）

第8期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

国立国会図書館長から「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（平成25年国立国会図書館告示第1号）第1項に規定する金額の決定について」（オンライン資料の提供に通常要すべき費用に相当する金額）の諮問。議事運営規則第7条の規定に基づき代償金部会に付託され、同日開催された代償金部会において議決。議事運営規則第8条の規定に基づき、代償金部会の議決をもって審議会の議決とされ、同日付で納本制度審議会答申「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額等に関する件（平成25年国立国会図書館告示第1号）第1項に規定する金額の決定について」⁴²を決定。

- 第25回（平成27年3月25日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。実証実験を実施し、その結果を踏まえて有償等オンライン資料に関する検討を進めることを確認。

(3) 第9期：平成27年7月1日～平成29年6月30日

- 第26回（平成27年9月4日）

⁴² https://www.ndl.go.jp/jp/collect/deposit/council/s_toushin_7.pdf

第9期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第27回（平成28年3月23日）
- 第28回（平成29年3月16日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。実証実験第1段階（平成27年12月1日～）を着実に進めることを確認。

(4) 第10期（平成29年7月1日～令和元年6月30日）

- 第29回（平成30年1月26日）

第10期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第30回（平成30年11月29日）

オンライン小委員会における調査審議の状況について、小委員長から報告。学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通の事情に関するヒアリング結果、実証実験第2段階（平成31年1月～）の実施想定を確認。

- 第31回（平成31年3月18日）

有償等オンライン資料制度収集に向けた検討の進め方について確認。

(5) 第11期（令和元年7月1日～令和3年6月30日）

- 第32回（令和元年8月5日）

第11期納本制度審議会において、改めてオンライン小委員会を設置。

- 第33回（令和2年12月11日）

実証実験（～令和2年1月）の結果について総括。有償等オンライン資料制度収集に向けた課題整理の方向性について了承。

2. オンライン資料の補償に関する小委員会

(1) 第7期

- 平成23年度第1回（平成23年10月20日）

国立国会図書館長からの諮問「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」（平成23年9月2日）に対する調査審議。論点と検討の方向性を確認。

- 平成23年度第2回（平成23年11月22日）

同調査審議。平成23年度第1回及び第2回オンライン小委員の調査審議内容を中間報告書として取りまとめ、納本制度審議会に報告することを確認。

(2) 第8期

- 平成25年度第1回（平成25年9月19日）
- 平成25年度第2回（平成26年3月13日）
- 平成26年度第1回（平成27年3月12日）

平成 24 年中間答申において結論に至らなかった有償等オンライン資料の制度収集について調査審議。有償等オンライン資料の収集と利用に係る実証実験を行いながら様々な論点について検討を続けること、実証実験の準備を着実に進めることを確認。

(3) 第 9 期

- 平成 27 年度第 1 回（平成 28 年 3 月 23 日）
- 平成 28 年度第 1 回（平成 29 年 3 月 16 日）
実証実験（平成 27 年 12 月～）の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。

(4) 第 10 期

- 平成 29 年度第 1 回（平成 30 年 3 月 23 日）
学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情について、江草貞治一般社団法人出版権会副理事長、金原優一般社団法人自然科学書協会理事及び金原俊一般社団法人日本電子出版協会会長からのヒアリングを実施。実証実験の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。

(5) 第 11 期

- 令和元年度第 1 回（令和元年 12 月 20 日）
電子書籍の制作・流通と長期保存について、溝口敦株式会社メディアドゥホールディングス執行役員及び野村虎之進株式会社モバイルブック・ジェーピー顧問からのヒアリングを実施。実証実験の実施状況を共有し、引き続き実証実験を着実に進めることを確認。
- 令和 2 年度第 1 回（令和 2 年 8 月 7 日）
実証実験（～令和 2 年 1 月）の実施結果について総括。
- 令和 2 年度第 2 回（令和 2 年 9 月 9 日）
リポジトリの運営について、田中敏隆一般社団法人日本電子書籍出版社協会常任幹事（図書館対応ワーキングチーム座長）からのヒアリングを実施。
- 令和 2 年度第 3 回（令和 2 年 11 月 16 日）
納本制度審議会による先行答申、実証実験、各種ヒアリングの結果を踏まえ、有償等オンライン資料制度収集に向けた課題整理の方向性について確認。

3. 調査審議期間中（第 7 期～第 11 期）の納本制度審議会委員・専門委員一覧

- 納本制度審議会 会長
中山信弘（第 7 期～第 10 期）
斎藤誠（第 11 期、委員として第 9 期～第 11 期◆○）
- オンライン資料の補償に関する小委員会 小委員長
福井健策（第 7 期～第 11 期◇●）

- 委員（五十音順）
 - 秋山耿太郎（第7期）
 - 石崎孟（第7期～第9期◇）
 - 植村八潮（第8期～第11期○、専門委員として第7期○）
 - 内山斉（第7期）
 - 江上節子（第9期～第11期◇）
 - 江草貞治（第11期）
 - 遠藤薫（第7期～第8期、第9期～第11期○）
 - 相賀昌宏（第7期～第11期◇）
 - 奥邨弘司（第11期◆○）
 - 小野寺優（第11期◇）
 - 角川歴彦（第7期～第10期）
 - 岸本佐知子（第7期）
 - 北川直樹（第7期◇）
 - 近藤敏貴（第10期～第11期）
 - 斉藤正明（第8期～第9期◇）
 - 鹿谷史明（第9期～第11期◇）
 - 重村博文（第10期～第11期◇）
 - 柴野京子（第11期○）
 - 白石興二郎（第8期～第10期）
 - 永江朗（第8期～第11期○）
 - 根本彰（第9期～第11期◇○）
 - 野原佐和子（第8期～第10期）
 - 濱野保樹（第7期～第8期）
 - 平林彰（第9期～第10期、第11期）
 - 藤井武彦（第8期～第9期）
 - 藤本由香里（第7期～第8期◇）
 - 古屋文明（第7期～第8期）
 - 堀内丸恵（第11期◇）
 - 三輪眞木子（第7期）
 - 山口寿一（第11期）
 - 山崎厚男（第7期）
 - 山本隆司（第7期～第8期◇○）
 - 湯浅俊彦（第7期～第8期◇○）

- 専門委員（五十音順）
 - 大久保徹也（第7期○）
 - 片寄聰（第8期○）
 - 佐々木隆一（第8期～第11期○）
 - 三瓶徹（第7期～第10期○）
 - 樋口清一（第9期～第11期○）

(注) ◆：代償金部会長
 ◇：代償金部会所属委員
 ●：オンライン資料の補償に関する小委員会小委員長
 ○：オンライン資料の補償に関する小委員会所属委員・専門委員

有償等オンライン資料制度収集に向けた課題の整理について

平成24年の国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）（以下「館法」という。）一部改正により、私人が出版（公開）するオンライン資料¹を国立国会図書館（以下「NDL」という。）が収集し保存することが可能となった。

無償かつDRM（技術的制限手段）のないオンライン資料については、平成25年7月からオンライン資料収集制度（eデポ）による収集を開始したが、有償又はDRMの付されているオンライン資料（以下「有償等オンライン資料」という。）については、補償の在り方や技術面の課題について検討を要するため、当分の間、提供を免除するものとされている。

有償等オンライン資料の制度収集に向けた課題について、現行制度、納本制度審議会による先行答申²、納本制度審議会オンライン資料の補償に関する小委員会（以下「オンライン小委員会」という。）における各種ヒアリングの結果³、電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の結果⁴等を踏まえると、以下のように整理することができる。

1 収集について

収集対象及び収集方法については、以下のとおりである。

1.1 コード及びフォーマット

- 現状、特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与されているもの又は特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）で記録されているものを収集対象としている⁵。
- 収集対象とすべきコード及びフォーマットについては、出版流通状況の変化等に応じて見直す必要がある。
- 流通しているフォーマットのまま収集することを原則とするが、長期的な保存・利用の観点から、特定のフォーマットに変換したものを収集することも考えられる⁶。

1.2 DRM

- 長期的な保存・利用の観点から、市場においてDRMが付された状態で流通している場合であっても、DRMの付されていない状態のファイルを収集対象とすべきである。
- 出版者が元データを制作し、電子取次事業者又は電子書店がDRMを付与、電子書店がDRM付きで配信するのが有償等オンライン資料の一般的な制作・流通フローとされている⁷。原則として、NDLへの提供義務を負うのは出版者であるが、実務的には、提供義務を負う者の依頼に基づき、収集対象とすべきDRMが付されていないファイルを保持する電子取次事業者等がNDLへの提供作業を代行することも想定

¹ インターネット等で出版（公開）される電子情報で、図書又は逐次刊行物に相当するもの（電子書籍、電子雑誌等）。

² 答申「[オンライン資料の収集に関する制度の在り方について](#)」（平成22年6月7日）（以下「平成22年答申」という。）、[中間答申「オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」](#)（平成24年3月6日）（以下「平成24年中間答申」という。）

³ [学術専門書系の電子書籍・電子雑誌の出版・流通事情に関するヒアリング](#)（平成29年度第1回オンライン小委員会）、[電子書籍の制作・流通と長期保存に関するヒアリング](#)（令和元年度第1回オンライン小委員会）、[リポジトリの運営に関するヒアリング](#)（令和2年度第2回オンライン小委員会）

⁴ [「電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について」](#)（令和2年度第1回オンライン小委員会資料2）（以下「実証実験事業について」という。）

⁵ 「国立国会図書館法第25条の4第4項に規定する金額に関する件」（平成25年国立国会図書館告示第1号）（以下「告示」という。）第2項及び第3項

⁶ 平成22年答申 pp.23-24

⁷ 「電子書籍の基礎知識」（「実証実験事業について」別添4）

される。

1.3 バージョン違い及び最良版

- 内容に増減又は変更がある場合、原則として、各バージョンが収集対象となる⁸。冊子体の「版違い」に相当する本質的な差異が認められる場合、文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的⁹に鑑みても、各バージョンを収集する必要がある。
- オンライン資料の性質上、冊子体の「刷違い」に相当する字句訂正等の軽微な差異が認められるバージョンが多数ある場合や、同一内容が複数のフォーマットで流通している場合がある。このような場合、代表的なバージョンを最良版として収集する運用が考えられる¹⁰。
- 図書の一章や雑誌論文等、著作の一部分のみで流通している場合、原則として流通単位で収集するものと考えられるが、完全なバージョンを収集できることが明らかでない場合は、一部分のみのバージョンを収集対象から除外することが考えられる¹¹。

1.4 収集方法

- 現状、収集プログラムを用いた「自動収集」、ウェブフォームからアップロードする「送信」、記録媒体に格納して郵送する「送付」の3方法¹²があるが、大量提供の場合にはファイル転送システムを活用する等、個別の事例に応じて提供者の作業負担を軽減するよう努めるべきである。

2 収集除外について

文化財の蓄積及びその利用に資するという収集目的の達成に支障がない場合に認められる、法令上の収集除外の要件¹³については、以下のとおりである。

2.1 同一版面

- 「前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものである」旨の「申出を受け」、「館長が確認した場合」、収集対象から除かれる¹⁴。
- 単に内容が同じというだけではなく、レイアウトも含めて同一である場合（固定レイアウト型）に適用される概念であり、使用するデバイスによってレイアウトが変化するリフロー型には適用されないものと考えられる。

2.2 リポジトリ

- 「長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的とし」、「特段の事情なく消去されないと認められるもの」は、収集対象から除かれる¹⁵。
- 現状、学術研究機関が運営する機関リポジトリは、上記に該当するものとして収集対象から除かれているが、営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについても、要件への合致状況次第では、これに該当する可能性がある。
- 特に営利企業で構成される組織が運営するリポジトリについては、悪意のある者に

⁸ 館法第25条の4第2項第2号。納本制度においても同様に規定されている。（館法24条第3項）

⁹ 館法第25条の4第1項

¹⁰ 平成22年答申 pp.20-21。なお、パッケージ系電子出版物については、「パッケージ系電子出版物の国立国会図書館法第25条第1項に規定する最良版の決定の基準及び方法に関する件」（平成12年国立国会図書館告示第3号）において最良版の決定基準が定められている。

¹¹ 平成22年答申 p.20

¹² 館法第25条の4第2項第1号、「国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程」（平成25年国立国会図書館規程第1号）（以下「規程」という。）第2条

¹³ 館法第25条の4第2項第3号、規程第3条

¹⁴ 規程第3条第2号

¹⁵ 規程第3条第3号

よる「収集逃れ」を排除できるよう、運営目的・体制、公衆（NDLを含む。）への利用提供方法、コンテンツ保存方法（修正・削除方針の妥当性を含む。）をあらかじめ確認する必要がある。また、リポジトリの運営停止や何らかの理由による配信停止時のコンテンツの取扱い（NDLや他のリポジトリへの移管等）、定期的な運営状況報告（提供停止コンテンツの情報共有を含む。）及びNDLとのメタデータ連携の実施について、NDLとリポジトリ運営者の協定書等により担保する必要がある。

- 上記の確認に用いる基準（運営主体の在り方を含む。）、協定書等の標準的記載事項は、あらかじめ具体的に定める必要があり、さらなる検討を要する。

3 利用について

図書館資料としての閲覧及び複製物の提供については、以下のとおりである。

3.1 閲覧

- 有体物の図書館資料と同等の利用形態（NDL 館内閲覧、同時閲覧制御）であれば、出版ビジネスを阻害するほどの影響は認められない¹⁶。
- 市場において有償で流通するオンライン資料について、NDL 館内利用者に限らず、国内の公共図書館等からも利用できる形で提供する場合は、電子図書館サービス等の出版ビジネスを阻害する可能性がある¹⁷。
- オンライン資料への社会的ニーズは高まっており、出版ビジネスへの配慮の一方で、権利者の許諾が得られる場合にはインターネット公開を可能とする等、利便性を向上させる取組も求められる。

3.2 複製

- 有体物の図書館資料と同様に、調査研究を目的とした著作物の一部分のプリントアウトは、著作権法上、著作権者の許諾を要せずに行うことが可能である¹⁸。

3.3 その他

- 出版業界には将来の利用サービス拡大に対する漠然とした不安や懸念が認められる。それを払拭するためにも、利用提供方法についての明確なルール作りが必要である。

4 補償について

補償については、以下のとおりである。

4.1 ファイル本体

- NDL へ提供するための複製費用は軽微であり、補償を要するほどの額にはならず、利用による経済的損失についても、有体物と同等の利用形態（NDL 館内閲覧、プリントアウト）に限れば、補償を要しない¹⁹。

4.2 提供に係る手続費用

- 必要最小限度の項目に限る場合のメタデータ付与に係る費用、NDL への送信作業に係る費用は、軽微であることから補償を要しない²⁰。

¹⁶ 「実証実験事業について」 p.5

¹⁷ 「実証実験事業について」 p.5

¹⁸ 平成 22 年答申 p.25

¹⁹ 平成 22 年答申 p.28、平成 24 年中間答申 p.4、pp.9-13

²⁰ 平成 24 年中間答申 pp.9-13。なお、オンライン資料を識別するために必要なメタデータ項目は、告示第 4 項において定められている。

- オンライン資料の制作・流通フローを踏まえ、DRM を付与する前段階のファイル提供を前提とすれば、DRM 解除費用については補償を要しない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された有償かつ DRM 付きオンライン資料の大量提供に伴う特別な作業負荷²¹は、特別なメタデータ項目の付与を求めず、上記 1.4 で述べた大量提供に対応する収集方法を用意することを前提とすれば、必ずしも、別途補償についての検討を要するほどではない。
- 平成 24 年中間答申で指摘された非ダウンロード型資料、専用端末型資料の提供に伴う特別な作業負荷²²は、元データを制作した出版者から DRM が付与されていないデータを収集することを前提とすれば、別途検討する必要はない。
- 現状、記録媒体に格納して送付する場合の媒体費用と送料は補償の対象とされている²³。これについては、引き続き補償が必要である。
- 上記 1.2 で述べたオンライン資料の代行提供が大規模に行われ、平成 24 年中間答申で指摘された重複調査、出版情報の把握、督促等の付加的な作業²⁴の実施も可能である等、効率的な資料収集に資すると認められる場合は、代行提供の仕組みを積極的に活用することも考えられる。その場合、提供に係る一連の作業に見合う対価を支払うことが考えられる。

4.3 政策的補償その他のインセンティブ

- 著作の真正性（＝改変されていないこと）や刊行日（＝受入日以前）の判断に資するものとして、NDL によるオンライン資料の受入証明が考えられる²⁵。
- オンライン資料のデータバックアップ機能として、NDL が収集し保存するデータについて、その提供者自らの求めに応じ、無償で電子的複製を提供する仕組みが考えられる。
- オンライン資料の利用促進に資するものとして、NDL が運営する統合的な検索サービスの検索対象とし、検索結果から本文情報（有償販売サイトを含む。）へのナビゲートを行う仕組みが考えられる。

5 その他

以下の点についても、留意する必要がある。

5.1 出版情報の可視化

- NDL が制度に基づき収集した資料のみならず、収集対象外となるリポジトリに収録されているオンライン資料についてもメタデータ連携を行い統合的に検索できるようにすることで、有体物・無体物を問わず、国内発行資料に関する出版情報の総体を可視化することが望まれる。

5.2 アクセシビリティへの配慮

- オンライン資料の収集や利用提供に際しては、視覚障害者等の読書環境の整備のため、上記 1.3 で述べた最良版の選択等の点でアクセシビリティに配慮する必要がある。

²¹ 平成 24 年中間答申 p.13

²² 平成 24 年中間答申 pp.13-14

²³ 告示第 1 項

²⁴ 平成 24 年中間答申 p.15

²⁵ 平成 22 年答申 p.21

<p>国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）</p> <p>第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者は、オンライン資料（電子的方法磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものを除く。）に相当するものとして、館長が定めるもの）をいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。</p>	<p>国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号）</p> <p>（オンライン資料）</p> <p>第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他の簡易なものと並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。）とする。</p> <p>一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード（特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）又は当該コードに類するものであつて館長が定めるものが付与されているもの</p> <p>二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの（目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。）</p>	<p>国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件（平成二十五年国立国会図書館告示第一号）</p>
<p>② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合</p> <p>二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合</p> <p>三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認めた場合</p>	<p>（提供の方法）</p> <p>第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。</p> <p>一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの（以下「メタデータ」という。）を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法</p>	<p>4 （規程第二条第一号の情報）</p> <p>規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 題名</p> <p>二 作成者</p> <p>三 出版者（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。）</p> <p>四 出版日（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。）</p> <p>五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報</p> <p>六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報</p> <p>七 オンライン資料がハイパーテキストトランススファアプロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケータ</p>
<p>③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができ、</p> <p>④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に關し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。</p>	<p>（収集目的の達成に支障がない場合）</p> <p>第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合</p> <p>二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合</p> <p>三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであつて、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合</p>	<p>5 （規程第二条第二号の記録媒体）</p> <p>規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。</p> <p>6 （規程第二条第二号の記録方式）</p> <p>規程第二条第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。</p>
<p>四 その他館長が特別の事由があると認めた場合</p>	<p>（法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続）</p> <p>第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。</p>	<p>1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。）第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。</p> <p>一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき九十四円</p> <p>二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額</p>
<p>附則（平成二十四年法律第三十二号）抄</p> <p>（提供の免除）</p> <p>第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法（次条において「新法」という。）第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器（以下「閲覧等機器」という。）が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。）が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免することができ、</p>	<p>（提供の免除）</p> <p>第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免する。</p>	<p>2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。</p> <p>一 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇三〇五で定める国際標準図書番号</p> <p>二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号</p> <p>三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー</p>
<p>（公示）</p> <p>第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。</p>	<p>（公示）</p> <p>第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。</p>	<p>3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。</p> <p>一 PDF方式</p> <p>二 EPUB方式</p> <p>三 DAISY方式</p>